

手 数 料 表

本紹介所が有料職業紹介サービスを提供させていただきましたときは、次の手数料を申し受けます。

【届出制手数料に係る手数料表】令和 6 年 12 月 1 日現在

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人を受け付ける時の事務費用	無料
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス	①（期間の定めのない雇用契約の紹介の場合） 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、求職者 1 名につき当該求職者の就職後 1 年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%まで</u> ②（期間の定めのある雇用契約の紹介の場合） 成功報酬 職業紹介が成功した場合において、求職者 1 名につき当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が 1 年を超える場合は最大 1 年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の <u>50%まで</u> 手数料負担者は、求人者とします。
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	成功報酬 上記①と②と同じ 手数料負担者は、求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 30,000 円 活動一日当たり 10,000 円 成功報酬 上記①と②と同じ 手数料負担者は、求人者とします。

上記届出制手数料は消費税が含まれていません。（別途加算となります）

※手数料返金制度について

(新卒以外)		(新卒)	
入社後 1 週間以内で自己都合退職の場合	100%返金	入社後 1 週間以内	100%返金
入社後 1 ヶ月以内で自己都合退職の場合	50%返金	入社日以後 3 ヶ月以内	10%返金
入社後 3 ヶ月以内で自己都合退職の場合	10%返金		
入社後 3 ヶ月超で退職の場合	返金なし		

【返金の免責事由】

- ・ 賃金、労働時間、業務内容、採用条件の相違等、労働条件に係る重大な問題により退職に至った場合
- ・ いじめ、パワハラ、嫌がらせ、排斥等、就業環境に係る重大な問題により退職に至った場合
- ・ 事業所移転により通勤困難となり、退職に至った場合
- ・ 退職日より 1 ヶ月以内に、退職したことを証明する書類を当社に提出しなかった場合
- ・ その他、双方協議の上、返金の必要がないと判断された場合

※苦情の処理に関する事項

苦情申出先：職業紹介責任者：藤田 多美夫
連絡先：089（989）5760

許可番号 38－ユ－300197
事業所の名称及び所在地 株式会社 F U J I T A 愛媛県松山市南江戸三丁目 9 番 4 号
平田第 2 ビル 3 0 1 号